

令和8年10月1日

入札参加有資格者各位

契約課長

物品購入等への一般競争入札の導入について（通知）

入札及び契約の適正化を促進するため、本市の物品購入及び物品の修繕について、一般競争入札を試行導入しますので、お知らせします。

- 1 対象となる案件
予定価格が150万円を超える物品購入及び物品の修繕に係る入札
- 2 入札参加条件
地域要件や実績など、案件ごとに入札公告で指定します。
- 3 適用日
令和8年11月1日以降に入札の公告を行う案件
※ なお、一般競争入札の導入後については、「公募併用型指名競争入札」は行いません。

（担当）財務部契約課物品契約係
（電話）076-443-2024